

母子世帯の階層分化 ——制度利用者の特徴からみた政策対象の明確化

藤原 千沙

(岩手大学人文社会科学部助教授)

1. はじめに

OECD（経済協力開発機構）の2006年版『対日経済審査報告書』は、日本の稼働年齢層（18歳～65歳）の可処分所得でみた貧困率（中央値の50%未満）が2000年時点で13.5%にのぼり、アメリカ（13.7%）に次いで高い水準にあることを明らかにした。なかでもひとり親世帯の貧困率がきわめて高く、就業している日本のひとり親世帯の貧困率（58%）はOECD26ヵ国平均（21%）をはるかに上回り、就業することが貧困からの脱却に結びついていない現状を指摘している（OECD 2006: 110-113）。国立社会保障・人口問題研究所の研究においても、子どものいる世帯の経済水準が悪化していること、子どものいる世帯内部の格差が拡大していること、子どもの貧困率は2001年時点で14%にのぼること、なかでも母子世帯の子どもの貧困率は2000年前後で65～70%ときわめて高い水準にあることが確認されている（大石 2005; 阿部 2005）。

これらの調査研究は、現代日本社会における貧困の一形態は稼働年齢層・子育て世帯にあり、なかでも母子世帯の貧困率がきわだって高い現実を端的に表している。このような貧困・低所得で子どもを育てている母子世帯に対して、政府は、生活保護制度および児童扶養手当制度によって所得保障を行ってきた。しかし児童扶養手当は2003年より支給開始後5年あるいは母子世帯になって7年経過後には支給額を最大2分の1まで減額されることとなり、生活保護制度においても2005年度より母子加算の対象が18歳から15歳の年度末に制

限され段階的廃止が検討されるなど、母子世帯への所得保障制度を見直す改革が続いている。

政府はこれからの母子世帯への支援として、生活保護や児童扶養手当といった所得保障に重点をおくのではなく、就業・自立に向けた「総合的な支援」を行うとして、地方自治体が実施主体となる就業支援事業を施策化し、また生活保護受給者に対する自立支援プログラムを導入するなど、新たな政策展開を行っている。しかしそのような政策が母子世帯のどのような階層を対象としているのかについては必ずしも明らかではない。全体として母子世帯の貧困率はきわめて高いものの、母子世帯内部の実態にはさまざまなものがあり、必要とされる支援の内容もまた異なりうる。所得保障を中心とした施策から「総合的な支援」へ政策がシフトした場合、政策へのアクセシビリティの違いから政策利用者もシフトする可能性があり、どのような階層を政策のターゲットとして定めるのか明らかにしなければ、有効性においても効率性においても政策効果が拡散してしまう恐れがある。

このような問題意識に基づき、本稿では、全体としての母子世帯の貧困や他の子育て世帯との格差ではなく、母子世帯内部の格差に着目し分析を試みる。対象とする制度は、生活保護制度および児童扶養手当制度である。生活保護や児童扶養手当を利用し、また利用する可能性のある母子世帯はどのような母子世帯なのかを考察し、その特徴を踏まえた支援策を検討する。

図表-1 生活保護の受給状況別、母子世帯の属性

	現在、受 ている	現在、受 ていない	NA	合計
サンプル数	67 4%	1,639 95%	15 1%	1,721 100%
現在 母の年齢	39歳	41歳		41歳
末子年齢	10歳	12歳		11歳
20歳未満の子どもの数	2.0人	1.6人		1.6人
母子世帯になったとき 母の年齢	32歳	34歳		34歳
末子年齢	4歳	5歳		5歳
元夫と結婚した年齢（死別・離別・別居者）	23歳	24歳		24歳
母子世帯になってからの期間	6年	6年		6年
母の就業率	52%	89%		87%
母の正規就業率（就業者に占める割合）	23%	43%		43%
母・就業者の週あたり労働時間	34時間	40時間		40時間
母・就業者の勤労年収	113万円	249万円		246万円
母・就業者の転職希望率	49%	42%		42%
留保賃金水準（月収）	15万円	19万円		18万円

2. 分析対象

使用するデータは、日本労働研究機構（現労働政策研究・研修機構）が2001年に行った「母子世帯の母への就業支援に関する調査」（日本労働研究機構 2003）である（以下、JIL調査とする）。調査対象者は、全国の住民基本台帳から無作為抽出した「60歳未満の母親と20歳未満の子どものみで構成されている世帯」の母親であり、配布・回収ともに郵送で行われた。有効集計対象は1,721である¹⁾。

JIL調査のサンプル・バイアスを確認するために、JIL調査の回答者の特徴を2003年の厚生労働省「全国母子世帯等調査」と比較すれば以下のとおりである。

まず母子世帯の定義として、全国母子世帯等調査は「父のいない児童（満20歳未満の子であり未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」であり、子の祖父母など同居している世帯も含まれるが、JIL調査の対象は母子のみで暮らしている世帯である。

JIL調査の母の平均年齢は40.5歳であり、全国母子世帯等調査の39.1歳よりもやや高い。母子世帯になったときの年齢もJIL調査のほうがやや高く、それぞれ34.1歳、33.5歳である。

母子世帯になった理由は、JIL調査では「死別18.4%、離婚69.7%、別居4.9%、未婚・非婚5.2%、その他0.3%」であり、全国母子世帯等調査では

「死別12.0%、離婚79.9%、未婚の母5.8%、遺棄0.4%、行方不明0.6%、その他1.2%」である。JIL調査では相対的に離婚の割合が低く死別の割合が高い。

母の就業率はJIL調査で87.3%であり、就業者の就業形態は「正社員・正規職員42.5%、パート29.5%、アルバイト4.5%、嘱託・準社員・臨時職員10.4%、人材派遣会社の派遣社員2.1%、自営業主5.3%、家族従業者2.2%、内職0.9%、その他0.9%」である。全国母子世帯等調査では母の就業率は83.0%であり、就業者の就業形態は「常用雇用者39.2%、臨時・パート49.0%、派遣社員4.4%、事業主4.2%、家族従業者1.5%、その他1.7%」である。全国母子世帯等調査と比べてJIL調査は母の就業率が高く、就業者のなかでも正社員・正規職員が多い。

主な仕事からの勤労収入は、JIL調査では245.6万円、全国母子世帯等調査では162万円である。回答者に正規就業者が比較的多いJIL調査では就業者の勤労収入も全国母子世帯等調査と比べてかなり高く、母子世帯の中でも勤労収入の高い層が回答している²⁾。

このように本稿で用いるJIL調査のデータは年齢や就業率がやや高く、就業者の勤労年収も高いことから、母子世帯のなかでも経済的にゆとりのある層に偏っている可能性がある。本稿ではこれらの点に留意しつつ、母子世帯の内部の階層分化に

図表-2 生活保護の受給と母子世帯になる前の働き方

	現在、受けている	現在、受けていない	合計(N)
合計	4%	96%	1,673
最初に就職した仕事をずっと続けていた	1%	99%	294
転職したが、仕事は概ね続けていた	7%	93%	237
結婚、出産などで退職し再び働いていた	3%	97%	435
結婚、出産などで退職していた	4%	96%	553
就業経験はなかった	7%	93%	95
その他	5%	95%	59

p<0.05 ($\chi^2=14.364$ 自由度=5), CramerのV係数 0.093, 無回答を除く

図表-3 生活保護の受給と母子世帯になる前の就業形態

	現在、受けている	現在、受けていない	合計(N)
合計	4%	96%	1,500
正社員・正規職員	3%	97%	273
パート、アルバイト	5%	95%	338
嘱託・準社員・臨時職員、派遣社員	8%	92%	48
自営業主、家族従業者、内職	2%	98%	101
無業	5%	95%	740

p=0.286 ($\chi^2=5.015$ 自由度=4), CramerのV係数 0.058, 無回答を除く

ついて所得保障制度の利用者という視点から検証する。

3. 生活保護制度の利用世帯

JIL調査の回答者のうち生活保護を現在受けている世帯(受給世帯)は4%、受けていない世帯(非受給世帯)は95%である(図表-1)。一般的な母子世帯の世帯保護率(母子世帯総数のなかで生活保護を受けている世帯の割合:推計値)は、2001年11.7%、2003年14.5%であることからすると、JIL調査では生活保護受給者の回答が少ない。このような限界があるものの、生活保護の受給世帯と非受給世帯の属性にはJIL調査でも明らかな違いがみられた。

調査時点での母の年齢は、受給世帯39歳、非受給世帯41歳であり、生活保護を受けている世帯のほうが2歳若い。母の年齢と比例して、末子年齢も受給世帯のほうが2歳低くなっている(10歳/12歳)。住居と生計をともにしている20歳未満の子どもの数は、受給世帯2.0人、非受給世帯1.6人であり、生活保護を受けている世帯は子どもの数が多いのが特徴である。母子世帯になってからの期間は、受給世帯/非受給世帯ともに6年であり、母子世帯になった直後の世帯が比較的多く生

活保護制度を利用しているわけではない。母子世帯になってからの期間別に生活保護の受給状況をみても両者に有意な関連性はみられなかった。

母子世帯になってからの期間が同じであるにもかかわらず生活保護受給世帯の母の年齢が非受給世帯の母の年齢より低いのは、母子世帯になったときの年齢に相違があるからである。受給世帯の母は平均して23歳で結婚し、9年目の32歳で母子

世帯になっているのに対して、非受給世帯の母は平均して24歳で結婚し、10年目の34歳で母子世帯になっている。

一般的に、年齢が若いほど再就職や転職も容易であり、正社員として採用される可能性も高いとされる。しかし生活保護受給世帯の母は、32歳と比較的若い年齢で母子世帯になったにもかかわらず、現在、母が働いている割合(就業率)は52%にとどまる。これは、平均して34歳で母子世帯になった非受給世帯の母の就業率が89%と高いのに対照的である。就業者のうち「正社員・正規職員」として働いている割合(正規就業率)も、非受給世帯では43%であるのと比べて、受給世帯では23%と低い。しかし労働時間が短いわけではなく、受給世帯でも週平均34時間である。受給世帯の勤労年収は113万円と低く、就業者の約半数(49%)が転職したいと考えている。ただしこの事実は、生活保護受給世帯の母親が高い賃金を求めて仕事を選び好みしていることを意味しない。受給世帯の留保賃金水準³⁾は15万円であり、非受給世帯の19万円と比べて低水準である。すなわち受給世帯の母親は年収で180万円以上得られる仕事であれば就職・転職したいと考えている。

生活保護受給世帯は非受給世帯と比べて、母子世帯になってからの経過期間には違いがないこと、

図表-4 生活保護の受給と母の健康状態

	現在、受けている	現在、受けていない	合計(N)
合計	4%	96%	1,699
よい	2%	98%	330
まあよい	3%	97%	273
普通	3%	97%	670
あまりよくない	7%	93%	350
よくない	14%	86%	76

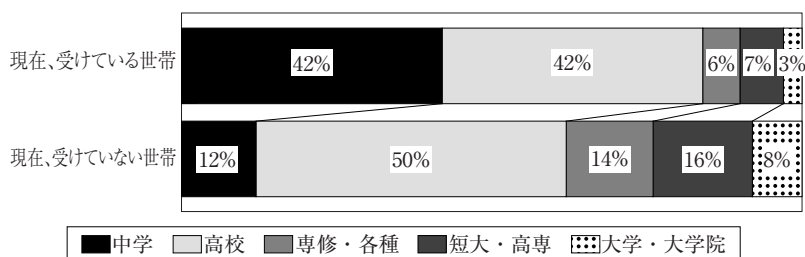
p<0.001 ($\chi^2=37.568$ 自由度=4), CramerのV係数 0.149, 無回答を除く

図表-5 生活保護の受給と母の学歴

	現在、受けている	現在、受けていない	合計(N)
合計	4%	96%	1,678
中学	13%	88%	224
高校	3%	97%	836
専修・各種	2%	98%	226
短大・高専	2%	98%	267
大学・大学院	2%	98%	125

p<0.001 ($\chi^2=51.104$ 自由度=4), CramerのV係数 0.175, 無回答を除く

図表-6 生活保護の受給と母の学歴



ただ受給世帯は比較的若い年齢で母子世帯になっており現在の母の年齢も相対的に若いことを確認した。年齢が若いことは新規就職や転職、正規職への移行にも有利であると考えられるにもかかわらず、就業率や正規就業率が相対的に低く、生活保護制度の利用につながっているのはなぜか。

第一に考えられるのが、母子世帯になる以前の働き方や就業形態の違いである。一般的に、母子世帯になる前から働いていた場合と比べて、母子世帯になる前は無職であった女性は新たに就職することが難しく、就職した場合も非正規である可能性が高くなると考えられる。しかし図表-2をみると、たしかに「最初に就職した仕事をずっと続けていた」場合は受給世帯の割合が1%と低いが、「結婚、出産などで退職していた」場合(4%)よりも「転職したが、仕事は概ね続いていた」場合(7%)のほうが受給世帯の割合が多

く、母子世帯になる前の働き方と生活保護との関連性は高いとはいえない。図表-3は母子世帯になる前の就業形態であるが、現在、生活保護を受けている割合は、母子世帯になる前は「無業」だった場合(5%)も「パート、アルバイト」として働いていた場合(5%)も同じであり、現在の生活保護の受給と母子世帯になる前の就業形態に有意な関連性はみられない。

第二に考えられるのが、母の健康状態の違いである。就労するために必要な身体的または精神的状態にない場合は生活保護の利用に結びつきやすく、受給世帯の就業率も低くなると考えられる。図表-4をみると、たしかに生

活保護の受給率は、母の健康状態が「よくない」(14%)、「あまりよくない」(7%)と回答した世帯で高くなっており、生活保護を受給している母子世帯は、病気・傷病・障がいといった母の健康面での問題を訴える世帯が多くなっている。

第三に考えられるのは、働き手となる母の人的資本の違いである。図表-5より母の学歴をみると、最終卒業学校が「中学」である母の生活保護受給率は13%であり、他の学歴を有する母と比べてきわだって高い。受給世帯・非受給世帯を100%とした場合の学歴別構成比をみると(図表-6)、非受給世帯では、「短大・高専」(16%)、「大学・大学院」(8%)といった高等教育を受けた母が24%を占めるのに対して、受給世帯では10%にとどまり、受給世帯の42%の母の最終卒業学校は「中学」である。すなわち、生活保護受給世帯は非受給世帯と比べて母の学歴が相対的に低い。

図表-7 母の健康状態と母の学歴

	よい	まあよい	普通	あまりよくない	よくない	合計(N)
合計	20%	16%	40%	21%	4%	1,686
中学	13%	14%	36%	31%	7%	225
高校	18%	15%	42%	20%	5%	840
専修・各種	24%	14%	39%	20%	4%	228
短大・高専	20%	23%	35%	19%	3%	269
大学・大学院	29%	18%	40%	13%	0%	124

p<0.001 ($\chi^2=54.691$ 自由度=16), CramerのV係数 0.09, 無回答を除く

近年の社会疫学における知見では、社会経済的な地位と健康水準に関連性があることが認められている(近藤 2005; 川上・小林・橋本 2006)。この点について、母子世帯ではどうかを確認したのが図表-7である。健康状態が「よい」とする回答は、学歴が「中学」である場合の13%に対して、「高校」18%、「短大・高専」20%、「大学・大学院」29%であり、学歴が高くなるほど本人の主観的健康感も高くなっている。中卒者の場合、健康状態が「あまりよくない」(31%)、「よくない」(7%)と回答した割合が他の学歴階層と比べて高く、学歴が低いほど健康状態がよくないとする回答が多い。

4. 児童扶養手当制度の利用世帯

児童扶養手当を受けている世帯は受けていない世帯と比べてどのような特徴があるのだろうか。本節では、児童扶養手当の支給対象である世帯に限定するため、末子が18歳以上の世帯および遺族年金を受給している世帯をのぞいた1,214サンプルを用いて検討する。

図表-8より、児童扶養手当を「現在、受けている」世帯は76%、「過去に受けていた」世帯は8%、「受けたことがない」世帯は12%である⁴⁾。生活保護の受給率4%と比べて、児童扶養手当の受給率は76%とはるかに高く、児童扶養手当は母子世帯にとって重要な所得源のひとつとなっている。児童扶養手当を「過去に受けていた」世帯とは、一度は手当を受けたものの現在は受けていない世帯であり、いわゆる手当から「自立した」とみなされる世帯である。JIL調査でこのような世帯は児童扶養手当の支給対象世帯の8%(99世帯)

であった。

生活保護と比べて児童扶養手当の受給世帯が多いこと、さらに児童扶養手当からの「早期自立」を求める制度改革が近年進められている現状を踏まえて、以下では、「現在、受けている世帯」(現在世帯)と比較して「過去に受けていた世帯」(過去世帯)とはどのような世帯なのかに着目して分析を進める。

調査時点での母の年齢は、現在世帯38歳、過去世帯40歳であり、末子年齢はそれぞれ10歳と11歳である。子どもの数も過去世帯(1.6人)がやや少ないことを踏まえると(現在世帯1.7人)、過去世帯は現在世帯と比べて養育している子の数が比較的少なくまた成長していることが、母の就業にプラスの影響を与えているのかもしれない。

調査時点での母の年齢は、現在世帯38歳、過去世帯40歳であり、末子年齢はそれぞれ10歳と11歳である。子どもの数も過去世帯(1.6人)がやや少ないことを踏まえると(現在世帯1.7人)、過去世帯は現在世帯と比べて養育している子の数が比較的少なくまた成長していることが、母の就業にプラスの影響を与えているのかもしれない。

現在世帯/過去世帯ともに、母子世帯になったときの母の年齢は32歳、当時の末子年齢は4歳であり、元夫と結婚した年齢も24歳と同じである。にもかかわらず現在の母の年齢が異なるのは母子世帯になってからの期間の違いであり、現在世帯は平均6年、過去世帯は平均8年となっている。

母子世帯になってからの期間と生活保護制度の利用には関連性はみられなかったが、児童扶養手当制度の利用はどうか。母子世帯になってからの期間別に児童扶養手当の受給状況をみたのが図表-9である。母子世帯になったときの母の年齢と現在の年齢が同じ「0年」の世帯は、児童扶養手当の受給率が比較的低いが(67%)、それは児童扶養手当を申請中であるなど「受けたことがない」世帯の割合が比較的多いためである(31%)。児童扶養手当を「受けたことがない」世帯は必ずしも母の経済力が高いとはかぎらず、たとえば子どもの祖父母など扶養義務者と同居している場合は扶養義務者の収入が対象となるため、母の勤労収入が低くても児童扶養手当の所得限度額を超えることがありうる。

児童扶養手当を「現在受けている」世帯の割合は、母子世帯になってからの期間が「5年」の世帯

図表-8 児童扶養手当の受給状況別、母子世帯の属性

		現在、受けている	過去に受けていた	受けたことがない	その他・NA	合計(N)
サンプル数		927	99	147	41	1,214
		76%	8%	12%	3%	100%
現在	母の年齢	38歳	40歳	40歳		38歳
	末子年齢	10歳	11歳	10歳		10歳
	20歳未満の子どもの数	1.7人	1.6人	1.5人		1.6人
母子世帯になったとき	母の年齢	32歳	32歳	35歳		33歳
	末子年齢	4歳	4歳	6歳		4歳
元夫と結婚した年齢(死別・離別・別居者)		24歳	24歳	25歳		24歳
母子世帯になってからの期間		6年	8年	5年		6年
母の就業率		88%	93%	89%		88%
母の正規就業率(就業者に占める割合)		37%	73%	59%		42%
母・就業者の週あたり労働時間		40時間	44時間	42時間		41時間
母・就業者の勤労年収		199万円	417万円	401万円		245万円
母・就業者の転職希望率		48%	32%	34%		44%
留保賃金水準(月収)		17万円	25万円	24万円		19万円

注: 末子が18歳以上の世帯および遺族年金を受給している世帯を除く

図表-9 児童扶養手当の受給と母子世帯になってからの期間

	現在、受けている	過去に受けていた	受けたことがない	合計(N)
合計	79%	8%	12%	1,167
0年	67%	2%	31%	51
1年	78%	1%	21%	135
2年	82%	4%	14%	148
3年	82%	5%	13%	123
4年	80%	7%	13%	94
5年	85%	6%	9%	85
6年	83%	10%	7%	89
7年	81%	13%	7%	72
8年	74%	13%	13%	61
9年	78%	20%	2%	45
10年	71%	17%	12%	59
11年	74%	15%	10%	39
12年	82%	11%	7%	44
13年	83%	7%	10%	29
14年	78%	16%	6%	32
15年以上	77%	13%	10%	61

p<0.001 ($\chi^2=74.664$ 自由度=30), CramerのV係数 0.179, 無回答を除く

帯で最も多く85%である。5年以上になると傾向的に受給率は減少しているが、10年以上になるとその傾向はとどまり、受給率がもっとも低いのは母子世帯になって「10年」の世帯である(71%)。

児童扶養手当を「過去に受けていた」世帯の割合は、母子世帯になってからの期間が「3年」の世帯で5%、「5年」の世帯で6%、「7年」の世帯で13%、「9年」の世帯で20%と、期間がたつにつれて高くなっている。しかし10年以上になるとその割合は比較的少なくなる。留意すべきは、末子が18歳未満でありながら母子世帯になってから

の期間が10年以上である世帯とは、比較的若年で母子世帯になった世帯を意味することである。若年で母子世帯になることは新規就職や正社員への転職に有利であるとみなされがちであるが、生活保護受給世帯と同様、それほど単純ではない。

児童扶養手当を現在受けている世帯と過去に受けていた世帯の属性を続けて確認する(図表-8)。現在、母が働いている割合(就業率)は現在世帯

88%、過去世帯93%である。過去世帯のほうが就業率は高いものの、現在世帯であっても88%が働いている。現在世帯/過去世帯で異なるのは、就業者の正規就業率である。現在世帯では就業者のうち正規職(正社員・正規職員)として就業しているのが37%であるのと比べて、過去世帯では73%の母が正規職である。現在、女性雇用者の過半数が非正規雇用者である労働市場を踏まえると、現在世帯の正規就業率が低いというより過去世帯の正規就業率が高いとみるべきであろう。

現在世帯は正規就業率が低いとはいえ、労働時

図表-10 児童扶養手当の受給と母子世帯になる前の働き方

	現在、受けている	過去に受けていた	受けたことがない	合計(N)
合計	79%	8%	13%	1,153
最初に就職した仕事をずっと続けていた	58%	10%	32%	193
転職したが、仕事は概ね続けていた	81%	6%	13%	181
結婚、出産などで退職し再び働いていた	84%	8%	8%	317
結婚、出産などで退職していた	83%	10%	7%	362
就業経験はなかった	88%	5%	8%	66
その他	76%	9%	15%	34

p<0.001 ($\chi^2=90.645$ 自由度=10), CramerのV係数 0.198, 無回答を除く

間は短いわけではなく、週平均40時間である。過去世帯の44時間とそれほど変わらないにもかかわらず、正規就業率の違いもあり、勤労年収は過去世帯417万円、現在世帯199万円と大きな格差がある。それゆえ現在世帯の就業者の約半数(48%)が転職したいと考えており、現在世帯の留保賃金水準は17万円である。過去世帯は他の母子世帯と比べて相対的に高い収入を得ていることから、留保賃金水準も25万円と高く、転職希望率は現在世帯と比べて低い(32%)。

生活保護制度と同様、児童扶養手当の受給状況と、母子世帯になる前の働き方、その就業形態、母の学歴について、クロス表で確認する。

図表-10より、母子世帯になる前の働き方をみると、「最初に就職した仕事をずっと続けていた」場合は児童扶養手当を「現在受けている」割合が58%と相対的に低く、「受けたことがない」世帯が32%にのぼるなど、結婚・出産にかかわらず最初の仕事を継続していた世帯は児童扶養手当の受給率が相対的に低い。受給率が最も高いのは「就業経験はなかった」世帯(88%)であり、結婚・出産の以前から就業経験がなかった世帯は母子世帯になった以降でも児童扶養手当の所得限度額を超える就労機会が得られていない。ただ児童扶養手当の受給率は、「結婚、出産などで退職していた」(83%)世帯がとりわけ高いわけではなく、「転職したが、仕事は概ね続けていた」(81%)、「結婚、出産などで退職し再び働いていた」(84%)場合と同程度である。「結婚、出産などで退職していた」世帯では過去世帯の割合も相対的に高く(10%)、母子世帯になる前の働き方と児童扶養手当の受給状況に関連性はあるものの、いわゆる専

業主婦だった世帯が児童扶養手当の利用に結びつきやすいわけではない。

母子世帯になる前の就業形態はどうか、現在の就業形態と関連させて表したのが図表-11である。まず母子世帯になる前の就業形態をみると、「現在受けている世帯」と「過去に受けていた世帯」の無業者の割合はともに49%であり、母子世帯になる前の就業の有無は児童扶養手当制度からの「自立」と関係していない。ただし「受けたことがない世帯」では母子世帯になる前に無業だった割合は29%にとどまっており、母子世帯になっても児童扶養手当を受けなかった世帯は母子世帯になる前から就業していた割合が高い。

母子世帯になる前の就業者比率には現在世帯／過去世帯で差はみられないが、就業形態には違いがみられる。過去世帯では母子世帯になる前は「正社員・正規職員」だった割合が全世界帯の23%を占めていたのに対して、現在世帯では15%にとどまっている。現在の就業形態では違いはさらに大きくなり、過去世帯の64%が「正社員・正規職員」であるのに対して現在世帯の場合は33%と低く、「パート・アルバイト」の割合が現在世帯では35%と相対的に高い。

児童扶養手当を「過去に受けていた世帯」において、母子世帯になる前から現在にいたる変化で注目されるのは、母子世帯になる前は約半数を占めていた「無業」者の70%が現在は「正社員・正規職員」になっていることである。過去世帯の母の特徴は年齢がやや高く母子世帯になってからの期間もやや長いことにあるが、無業から正規職への移行率の高さは母子世帯になってからの期間の長さだけで説明できるだろうか。それ以外の母の

図表-11 児童扶養手当の受給状況別、母子世帯になる以前と現在の就業形態

		現在								
		合計(N,%)			正社員・ 正規職員	パート、 アルバイト	嘱託・ 準社員・ 臨時職員、 派遣社員	自営業主、 家族従業 者、内職	無業	
以前	現在、受けている世帯	合計	815	100%	100%	33%	35%	13%	7%	13%
		正社員・正規職員	123	15%	100%	50%	20%	11%	4%	15%
		パート、アルバイト	207	25%	100%	32%	43%	12%	4%	10%
		嘱託・準社員・臨時職員、派遣社員	28	3%	100%	32%	7%	50%	4%	7%
		自営業主、家族従業者、内職	60	7%	100%	25%	35%	7%	28%	5%
		無業	397	49%	100%	29%	38%	12%	7%	15%
		現在								
		合計(N,%)			正社員・ 正規職員	パート、 アルバイト	嘱託・ 準社員・ 臨時職員、 派遣社員	自営業主、 家族従業 者、内職	無業	
以前	過去に受けていた世帯	合計	90	100%	100%	64%	8%	9%	11%	8%
		正社員・正規職員	21	23%	100%	71%	0%	0%	10%	19%
		パート、アルバイト	14	16%	100%	43%	21%	7%	21%	7%
		嘱託・準社員・臨時職員、派遣社員	4	4%	100%	75%	0%	25%	0%	0%
		自営業主、家族従業者、内職	7	8%	100%	43%	0%	14%	29%	14%
		無業	44	49%	100%	70%	9%	11%	7%	2%
		現在								
		合計(N,%)			正社員・ 正規職員	パート、 アルバイト	嘱託・ 準社員・ 臨時職員、 派遣社員	自営業主、 家族従業 者、内職	無業	
以前	受けたことがない世帯	合計	123	100%	100%	50%	22%	7%	8%	12%
		正社員・正規職員	54	44%	100%	80%	7%	4%	4%	6%
		パート、アルバイト	18	15%	100%	39%	61%	0%	0%	0%
		嘱託・準社員・臨時職員、派遣社員	6	5%	100%	33%	17%	50%	0%	0%
		自営業主、家族従業者、内職	9	7%	100%	0%	11%	0%	78%	11%
		無業	36	29%	100%	28%	28%	11%	3%	31%

属性として、児童扶養手当を現在受けている世帯と過去に受けていた世帯の母の学歴構成を確認したのが図表-12である。現在世帯では「中学」15%、「高校」55%と高校以下の学歴をもつ母が70%を占めるのに対して、過去世帯では半数以下であり（「中学」7%、「高校」37%）、現在世帯の母より長い教育歴を有する母の割合が高い。「受けたことがない」世帯では「短大・高専」25%、「大学・大学院」19%と短大以上の高学歴をもつ母が約半数を占める。図表-13より学歴別の受給率をみても、「中学」卒業者の90%が児童扶養手当を受けているのに対して「大学・大学院」卒業者では58%であり、学歴が高いほど児童扶養手当の受給率は低くなっている。大卒者では児童扶養

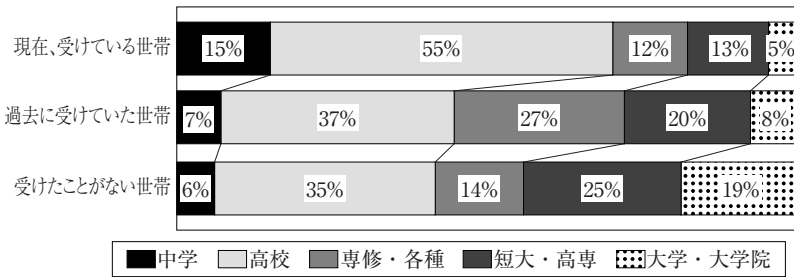
手当を「受けたことがない」割合が33%と相対的に高く、生活保護制度と同様、児童扶養手当制度を利用しているのは母子世帯の中でも相対的に低学歴層である。

5. 考察

生活保護を現在受けている世帯と受けていない世帯、また児童扶養手当を現在受けている世帯と過去に受けていた世帯を比較し、その特徴を分析してきた。最後にそれぞれの世帯の特徴をまとめつつ、必要な支援策を検討する。

生活保護を受けている世帯は、受けていない世帯に比べて、比較的若い年齢で母子世帯にな

図表-12 児童扶養手当の受給と母の学歴



図表-13 児童扶養手当の受給と母の学歴

	現在、受けている	過去に受けていた	受けたことがない	合計
合計	79%	9%	13%	1,157
中学	90%	5%	6%	153
高校	85%	6%	9%	587
専修・各種	69%	17%	13%	156
短大・高専	67%	11%	21%	175
大学・大学院	58%	9%	33%	86

p<0.001 ($\chi^2=85.330$ 自由度=8), CramerのV係数 0.192, 無回答を除く

ったものの、就業率が低く、就業している場合の正規就業率も低い。それは、母子世帯になる前の働き方の違いというよりも、成人するまでの成育過程において付与されてきた教育機会に違いがみられ、生活保護を受けている世帯の母親の学歴は相対的に低い。世帯の担い手である母の人的資本の差は、就労機会の差と所得格差をもたらし、その結果生じる社会経済的地位は健康状態にも影響している。これらの実態を踏まえると、生活保護を受けている母子世帯に必要な支援は、単に就職や転職を促すことではなく、人的資本の形成と健康状態の改善であろう。現状のまま単に就業を促しても、低学歴者の就労機会は一般的に限られており、就業した場合の学歴別賃金格差も大きいことから、生活保護を不要とする所得を労働市場から得るのは困難だからである⁵⁾。生活保護を受けている世帯の母の年齢が比較的若いことを踏まえても、単なる就業支援ではなく、専門学校や長期の職業訓練などの教育支援、また身体的・精神的状態の改善に向かうような日常生活・社会生活支援が重要であると考えられる。

児童扶養手当制度の利用者の特徴として、母子世帯になってからの期間が長くなるにつれて

児童扶養手当の受給率は傾向的に低下し、「過去に受けていた」とする世帯の割合が増加することが挙げられる。ただしその傾向がみられるのは10年までであり、10年を超えると過去世帯の割合はそれほど増加しない。だがそれは母子世帯になってからの期間の長短といった問題だけではなく、若年で母子世帯になった世帯が児童扶養手当の所得限度額を超える就労機会を長期にわたって得られていない現実を考慮す

る必要がある。このことは、母子世帯になった時点の年齢層に応じた支援が必要であることを示唆しており、とりわけ若年で母子世帯になった世帯は長期にわたって不利な状況におかれる可能性を踏まえ、手厚い支援策を講じることも考えられよう。

児童扶養手当を現在受けている世帯は、その母の88%が就業しているものの、正社員・正規職員として働いている割合は37%と低く、多くが非正規雇用者である。労働時間は週40時間と決して短くないにもかかわらず、勤労収入は199万円にとどまる。このような児童扶養手当受給世帯の実態と手当から「自立」した世帯の73%が正規雇用者である現状を踏まえると、母子世帯の7割以上を占める児童扶養手当受給世帯に必要な就業支援は「正社員・正規職員」に就くための支援でなければならず、さらに児童扶養手当受給世帯の88%がすでに就業している現実を踏まえると、現在の仕事から正規職に移行するための転職支援でなければならない。そのような支援策が功を奏しない限り、すでに長時間働いている児童扶養手当受給世帯の母親は手当から「自立」するよう求められても就業努力のしようがなく、経済状況の改善にかかわら

図表-14 母子世帯の母の学歴構成（年齢別）

	年齢計 母子世帯 の母	20代		30代		40代		50代	
		母子世帯 の母	女性	母子世帯 の母	女性	母子世帯 の母	女性	母子世帯 の母	女性
中学	13%	28%	6%	11%	5%	10%	11%	19%	26%
高校	49%	46%	42%	53%	49%	48%	54%	45%	54%
専修・各種	13%	16%	—	14%	—	12%	—	13%	—
短大・高専	16%	4%	34%	15%	30%	18%	21%	14%	10%
大学・大学院	7%	2%	14%	5%	13%	10%	11%	7%	5%
その他・NA	2%	3%	3%	2%	3%	1%	3%	2%	4%

注: 「母子世帯の母」は2001年 J I L 調査、「女性」は2000年国勢調査(各年代の卒業者に占める割合)より作成

ず児童扶養手当が削減されれば、手当を受けている母子世帯とその子どもの貧困はますます深刻化する。

児童扶養手当制度を利用している世帯は、生活保護制度を利用している世帯と同様、母子世帯の中でも相対的に低学歴層である。一方で、母が高学歴を有する母子世帯は所得保障制度を利用している割合が低い。このような階層差に配慮することなく、母子世帯に対するこれら制度の所得保障機能を一律に弱めれば、労働市場における稼得機会が制限されている低学歴母子世帯がますます母子世帯に対する支援策から排除される可能性がある。

図表-14はJIL調査の母子世帯の母の学歴構成を年齢別に表したものである。2000年国勢調査より女性一般の学歴構成と比べると、20代、30代の母子世帯の母の学歴がとりわけ低く、同年齢層の女性の学歴構成から大きく乖離していることがわかる。40代の母子世帯にはそのような乖離はみられず、50代の母子世帯はむしろ同年齢の女性より学歴が高い。すなわち、20代、30代といった若い母子世帯は、低学歴であるがゆえの経済的困難を抱える可能性があり、40代、50代の母子世帯は年齢から生じる稼得能力や就労機会の限界から経済的困難を抱える可能性がある。このような母子世帯内部の階層差に配慮した支援策が必要である。

6. 結語

本稿は、日本の母子世帯や母子世帯の子どもの貧困率がきわめて高い現実を踏まえつつも、

母子世帯内部の階層差に着目し、生活保護制度および児童扶養手当制度を利用している母子世帯はどのような世帯なのかについて考察してきた。母子世帯の中で生活保護制度を利用している層および児童扶養手当制度を利用している層は、ともに世帯の担い手となる母が相対的に低学歴である特徴を有しており、母が高学歴である世帯においては、これらの所得保障制度を利用する割合が低いことが明らかとなった。母子世帯の貧困を解消するための施策にはこのような階層差に対する配慮が求められること、また、これに顧慮することなく一律に所得保障機能を弱めることは、母子世帯のさらなる貧困を招くおそれがあることを指摘した。とりわけ若年の母子世帯が長期にわたって経済的困難を抱える可能性があることを踏まえると、年齢や学歴といった母子世帯内部の階層差に配慮した支援策が求められる。

注

- 1) 有効配布数4,940、回収数2,733（該当調査票1,874、母子世帯ではないとする非該当調査票859）、有効集計対象1,721、推定有効回収率50.8%（未回収の対象者に回収した調査票と同率の非該当が含まれていると推定した場合）（日本労働研究機構2003: 25）。
- 2) 現在の暮らしについて総合的にみてどのように感じているかの設問において、JIL調査の回答者では「苦しい30.5%、やや苦しい34.9%、普通28.2%、ややゆとりがある4.4%、ゆとりがある1.1%」であった。2001年の厚生労働省「国民生活基礎調査」における母子世帯（現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子のみで構成されている世帯）では、同様の設問に対して「大変苦しい41.3%、やや苦しい40.2%、普通17.6%、ややゆとりがある0.6%、大変ゆとりがある0.2%」となっており、勤労年取だけでなく暮らし向きの意識においても、JIL調査の回答者は母子世帯全体のなかでも比較

的ゆりのある層である。

- 3) 回答者の現在の就業の有無にかかわらず次のような設問で金額を聞いている。「仮にあなたが今無職だとし、新しく仕事を探す場合、月あたりどのくらいの収入が保証される仕事を探しますか。これ以下の収入では就職しないという最低レベルの金額でお答えください。(税込み、賞与なし)。
- 4) 児童扶養手当の受給の有無を尋ねた設問で、「全額受給」「一部受給」と回答した人を「現在、受けている」とし、「以前受給していたが年齢要件ではずれた」「以前受給していたが収入要件ではずれた」と回答した人を「過去に受けていた」とした。
- 5) 母子世帯の母の就業率は学歴が高いほど高く、就業している場合の正規就業率も高い。また同じ雇用形態であっても学歴が高いほど勤労年取は高く、一般の女性労働者にみられる学歴別賃金格差は母子世帯の母でも確認されている(藤原 2005)。

文献

- 阿部彩, 2005, 「子どもの貧困——国際比較の視点から」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 119-142.
- 阿部彩・大石亜希子, 2005, 「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 143-161.
- 岩間暁子, 2003, 「日本の母子世帯の社会階層と貧困に関する現状と政策的課題」『現代社会関係研究』8(1): 3-24.
- 大石亜希子, 2005, 「子どものいる世帯の経済状況」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 29-52.
- 川上憲人・小林廉毅・橋本英樹編, 2006, 『社会格差と健

- 康——社会疫学からのアプローチ』東京大学出版会, 近藤克則, 2005, 『健康格差社会——何が心と健康を蝕むのか』医学書院.
- 島崎謙治, 2005, 「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 85-117.
- 田宮遊子, 2006, 「シングルマザーを対象とした政策転換の実相」『神戸学院経済学論集』37(3・4): 1-17.
- 中園桐代, 2006, 「生活保護受給母子世帯と『自立』支援」『賃金と社会保障』1426: 11-33.
- 日本労働研究機構, 2003, 『母子世帯の母への就業支援に関する研究』調査研究報告書156号.
- 馬場康彦・近藤克則・末盛慶, 2003, 「結婚と心理的健康——背景としての社会経済的地位」『季刊家計経済研究』58: 77-85.
- 濱本知寿香, 2005, 「母子世帯の生活状況とその施策」『季刊社会保障研究』41(2): 96-110.
- 藤原千沙, 2003, 「児童扶養手当の改革と就業支援策の課題」『女性労働研究』44: 53-64.
- , 2005, 「ひとり親の就業と階層性」『社会政策学会誌』13: 161-175.
- 湯澤直美, 2005, 「ひとり親家族政策とワークフェア」『社会政策学会誌』13: 92-109.
- OECD, 2006, *OECD Economic Survey of Japan, 2006* (13), OECD.

ふじわら・ちさ 岩手大学人文社会科学部助教授。主な論文に「福祉と女性労働供給の関係史——母の就業と母子福祉」(佐口和郎・中川清編『社会福祉の歴史——伝統と変容』ミネルヴァ書房, 2005)。社会政策・社会保障論専攻。